

(仮称)障がい福祉推進計画 2027-2032(案)

(策定趣旨・課題整理・施策分野のみ抜粋)

令和8年(2026年)7月時点

第1章 計画策定の趣旨・期間 (p.1)

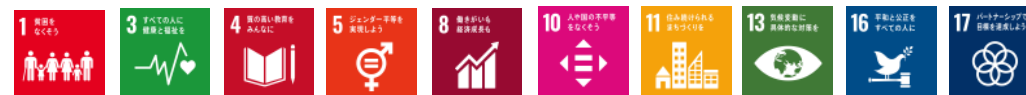
第2章 吹田市の障がい福祉の課題整理 (p.2)

第3章 基本理念・基本目標・施策分野 (p.3)

第4章 施策の展開 (p.4)

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備(成果目標・活動指標)

第6章 計画の推進体制



第1章 計画策定の趣旨・期間

1 計画策定の趣旨

・現行計画

第4期吹田市障がい者計画(平成28年度(2016年度)～令和8年度(2026年度))

障がい者支援プラン(第7期吹田市障がい福祉計画・第3期吹田市障がい児福祉計画)

(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))



- ・障がい者計画の施策とその具体的な取組について総合的かつ効果的な推進を図るため、今回から2つの計画を一体化し、「(仮称)障がい福祉推進計画」として策定

((仮称)障がい福祉推進計画に含まれる2つの計画の根拠法令)

- ・第5期吹田市障がい者計画・・・障害者基本法第11条第3項に基づいて策定
- ・第8期吹田市障がい福祉計画・第4期吹田市障がい児福祉計画・・・障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づいて策定

2 計画の期間

・「第5期吹田市障がい者計画」

令和9年度(2027年度)から令和14年度(2032年度)までの6年間

・「第8期吹田市障がい福祉計画・第4期吹田市障がい児福祉計画

令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3年間

第2章 取り巻く現状と課題・統計データ 吹田市の障がい福祉の課題整理

4 次期計画の検討に必要と考える10のポイント

1 複雑化、複合化した課題への対応

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題

2 福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた実態把握

アンケート、R7第2回専門分科会グループワーク

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた実態把握と保健・福祉の連携

第4期障がい者計画・障がい者支援プランからの引き続きの課題

4 重度の障がいのある人のくらしの場の整備(ハード・サービス)

アンケート、R7第2回専門分科会グループワーク

5 環境整備にはハード面だけでなくソフト面も重要

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題、R7第2回専門分科会グループワーク

6 療育・教育・就労のきめ細かな連携

第4期障がい者計画からの引き続きの課題、R7第2回専門分科会グループワーク

7 本人の意思や権利を守る権利擁護、意思決定支援の推進に関する取組の充実

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題

8 コミュニケーション支援の充実

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題、R7第2回専門分科会グループワーク

9 障がい者理解や合理的配慮、虐待防止の普及啓発

第4期障がい者計画・障がい者支援プランからの引き続きの課題

10 障がい福祉サービスにかかる人材確保

アンケート、第4期障がい者計画・障がい者支援プランからの引き続きの課題、R7第2回専門分科会グループワーク

第3章 基本理念・基本目標・施策分野

現行計画の基本理念は引き継ぎます。

基本的方向性は全体に組み込み、次の6年間で進めていく基本目標を3つ定めます。

目標を達成するために必要な施策を、第4期者計画の10の施策分野を基本に、新たに10の施策分野に分けて進めていきます。

また、障がい種別ごとに進めていくべき施策を再整理します。

基本理念

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

基本目標

- 1 地域で安心して楽しく暮らすことができるよう、支援の仕組みと生活の場を整えます。
- 2 ライフステージに応じて、ひとつつながりで支えます。
- 3 権利が守られ、みんなが自分らしく生きることができるまちにします。

第3章 基本理念・基本目標・施策分野

施策分野

4期者計画		施策分野	主な施策・取組	該当する「10のポイント」
生活支援	1	相談支援	相談支援体制、ピアサポート、重層的支援	1・2・3・4
教育 / 療育	2	育ち・学び	切れ目のない療育ネットワーク構築、保育・教育・福祉の連携、インクルーシブ教育 教職員の専門性向上	1・6・7・9
(教育 / 療育) (生活支援)	3	子供から大人へのくらしのつながり	家族支援、医ケア児・者支援、移行期支援、移行期医療	1・4・5・6
生活支援 / 保健・医療 文化・スポーツ等	4	地域生活	在宅生活支援、日中活動の場、外出支援、地域移行支援及び実態把握、地域生活支 援拠点、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(保健・福祉の連携)、 触法障がい者への支援、社会参加、余暇支援	2・3・4
生活環境	5	住まい・生活環境	くらしの場の整備、居住支援、バリアフリー	4・5
雇用・就業	6	就労	一般就労への移行支援、就労定着支援、就労選択支援への対応、工賃向上、雇用促進、 優先調達	1・6・9
情報アクセシビリティ (生活支援)	7	意思疎通支援・権利擁護	手話言語等促進条例の推進、意思疎通支援者の派遣、情報提供の多様化 読書バリアフリー、意思決定支援、成年後見、虐待防止	5・7・8・9
安心・安全	8	防災・防犯	災害時要援護者支援、災害時の情報保障	5
(生活支援)	9	人材確保・育成・サービス質向上	人材の確保・定着、スキルアップのための研修、資格取得支援、魅力発信 大学等との連携、事業所のリスク管理支援、サービスの質の評価・向上	10
行政サービス等の配慮	10	障がい理解促進・差別解消	障がい理解の促進、合理的配慮の周知・啓発、交流機会の創出、事業者への啓発、 こころのバリアフリー	5・7・8・9

次期計画の検討に
必要と考える
10のポイント

- 1 複雑化、複合化した課題への対応

2 福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた実態把握

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた実態把握と保健・福祉の連携

4 重度の障がいのある人のくらしの場の整備(ハード・サービス)

5 環境整備にはハード面だけでなくソフト面も重要
- 6 療育・教育・就労のきめ細かな連携

7 本人の意思や権利を守る権利擁護、意思決定支援の推進に関する取組の充実

8 コミュニケーション支援の充実

9 障がい者理解や合理的配慮、虐待防止の普及啓発

10 障がい福祉サービスにかかる人材確保